

第40回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時及び場所

2025年2月5日（水曜日）15:30～16:50

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

2. 審議等事項

(1) 審議事項

①一者応札・応募となった案件の改善策について

【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

②2024年度上半期における新たな随意契約

【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

③その他必要な事項

【契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

(2) 報告事項

契約審査会審議案件進捗状況

(3) その他

自家(インハウス)運用における業務プロセスの改善について

3. 契約監視委員（敬称略）

（2025年2月5日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士

(*) 新井佐恵子

企業年金連合会 東京地方協議会 事務局長

(*) 守屋 潔

前コンプライアンス・オフィサー

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

板場 建

監査委員

尾崎 道明

監査委員

小宮山 榮

(*) は外部有識者（以下「外部委員」という。）

4. 議事概要

(1) 審議事項①～③、(2) 報告事項及び(3) その他について法人より説明を行い、質疑を行った。また、(1) ③その他必要な事項については、契約監視委員からの発言等はなかった。

審議等の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	審議等の結果
(1) ①	法人から、2024年度上期に調達を実施した、「一者応札・応募となった案件の改善策」について説明があり、競争性確保のための改善方策が妥当であることが了承された。

(1) ②	法人から、「2024 年度上半期における新たな随意契約」について、会計規程第 32 条第 1 項各号との整合性が図られているとの説明があり、了承された。
(1) ③	委員等からの発言等はなかった。
(2)	契約審査会における審議案件の契約締結状況等についての報告の後、フリー・ディスカッションを行った。
(3)	前回の委員会において、次の委員会時に報告するよう求められ、報告を行った。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【審議事項① 契約監視委員会設置要綱第 4 条第 3 号に基づく審議案件】

審議内容	一者応札・応募となった案件の改善策について
法人から、2024 年度上期に調達を実施した、「一者応札・応募となった案件の改善策」について説明があり、競争性確保のための改善方策が妥当であることが了承された。	
契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
	「事務室拡張に伴う新規什器購入」について、公告後に椅子の背もたれのメッシュ部分の供給元が廃業となり、当初提示していた製品の参考型番が廃盤となったことが判明。念のため後継型番を同等品として認めるという連絡を行ったが、公告期間内での後継型番の製品確保が困難な業者もあり、結果的に一者応札となってしまったものと思料しているとの報告を行った。
<p>こういう場合、公告期間の延長という措置はとれないのか。</p> <p>法的にできないということか。それとも、そういう場合には、一種の仕様の変更みたいになるが、公告期間を延長することができるという規定があってしかるべきと思う。今回、延長することについては検討しなかったのか。通知時期が 6 月 20 日とのことであるが、残りの公告期間は何日ぐらい残っていたのか。この通知が遅かったのではないか。廃盤となることが判明した 5 月中旬から、どうしてここまで時間を要したのか。結果論であるが、通知がもう少し早ければと思う。</p>	<p>今回のようなケースで、公告期間を延長した過去事例で認識しているものはない。本件は、当初より提示した参考型番以外にも同等品として認めるという調達内容になっており、その後の通知は念押しのためのものである。今回のような特殊な事象が発生した際の今後の対応について検討してまいりたい。</p>

【審議事項② 契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

審議内容	2024年度上半期における新たな随意契約	
	法人から、「2024年度上半期における新たな随意契約」について、会計規程第32条第1項各号との整合性が図られているとの説明があり、了承された。	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
		「米国税務当局等への税務申告代行等業務」について、契約の性質及び緊急性を鑑み、当該要件を満たす者として、別途企画競争により選定していた税務助言等業務の契約の相手先である3つの税理士法人の中からE Y税理士法人を選定し、随意契約としたとの報告を行った。
	「米国税務当局等への税務申告代行等業務」について、税理士法人3者のうちの残り2者というのを差し支えなければ教えていただきたい。	B税理士法人とC税理士法人である。
	その3者の中で、E Y税理士法人が随意契約先になったことに対して、何か差別化できる部分があったということか。	契約審査会においてもかなり詳しく審議いただいたが、本案件の性質及び緊急性を踏まえ必要と考える、①米国税務申告に関連する高度な知見を有すること、②当法人の性質や投資スキーム等を理解していること、③速やかに契約締結し、税務申告・延長申請の申告期限の遵守に対応できること、の3つの条件を全て満たすことができる者はE Y税理士法人のみであることを確認している。

【報告事項 契約審査会審議案件進捗状況】

報告内容	契約審査会における審議案件の契約締結状況等についての報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
	『クラウドサービスの提供等に関する業務一式』について、「契約金額／概算所要額の割合」が98%とあるが、契約金額は“基本固定費プラス変動費”となっている。実際の総額はどの位の金額になるのか。	契約期間総額見込額としては、備考欄に記載の金額となる見込みである。
	関連して、「見込額」となっている案件が複数件あるが、この「見込額」の意味合いを説明していただきたい。特に、「契約金額／概算所要額の割合」が100%で契約済みとなっている案件については金額が変わるという意	「契約期間総額見込額」とあるものは、いずれも契約金額の欄に固定費プラス変動費あるいは単価契約という形で記載しているもののように、実際に行われた業務の実績に基づいて算定した対価を支払う契約となってい

<p>味だと認識しているが、そのモニタリングは、どのように行っていくのかを含めて説明していただきたい。</p>	<p>る。契約した単価に基づき、業務の発注量に応じて費用が発生するという形となり、費用を固定することができないため、見込額と書いている。</p> <p>どの程度の見込みとなるのかについては、業務を発注する担当部署において確認している。</p>
<p>最初に費用を確認するのは、担当部署となるのか。</p>	<p>そのとおりである。担当部署が業務に照らし、どれだけ発注したかを確認している。</p>
<p>途中で大幅にこの100%を超えそうになった場合の手続きは、事前に決めてあるのか。</p>	<p>当初見込みを超えてしまいそうな場合には、まずは担当部署から経理部に連携いただき、案件ごとに対応を検討したいと考えている。</p>
<p>経理部はどちらに報告するのか。</p>	<p>契約審査会にご報告をするという形を考えている。</p>
<p>途中の段階で報告されるということによいか。業務が完了してから大幅に超過した結果として報告されるのではなくて、100%になる前に報告されるという理解によいか。</p>	<p>超過する見込みを認識した時点で経理部に連携いただきたいと考えている。</p>
<p>公平性を考えると、契約額が100%を超過したということになると、もしかしたら他社も対応可能であったかもしれない。結果論になるが、そういう可能性もあるかと思うが、いかがか。</p> <p>今まで、そういうケースは実際にあったか。</p>	<p>担当部署より概算所要額を超過する可能性がある案件があるという連携を受けたものはこれまでにない認識である。</p>
<p>今後そういうケースが発生した際に、本委員会に報告しなければいけないのかどうかについて検討していただくようお願いしたい。</p> <p>少なくとも、公平性が損なわれるような状況が発生した際には契約審査会にご一報いただきたい。</p>	
<p>契約手続中の案件「統合ネットワークシステムの稼働延長に伴う既存外部ツール等の継続利用」において、既に前期の時点で契約審査会を通過しているとのことであるが、現時点でまだ手続中であるのはなぜか。</p>	<p>契約締結時期については2024年度中という形で審議いただいている。残りの期間が短くなっているが、担当部署と連携し、契約調整は進んでいることを確認しているため、3月末までには契約締結できる見通しである。</p>
<p>契約手続中の案件「オルタナティブ資産に係る投資情報の収集及び集約情報の提供」に</p>	<p>契約候補者の中に海外の事業者を多く含んでいる案件であり、現地でのデューデリジェ</p>

<p>ついて、公告期間は昨年9月27日に終了しており、12月末の時点でまだ選定中ということになっているが、現時点において選定は終わっているのか。</p>	<p>ンスが当初想定より長引いているという報告を担当部署から受けている。このため、現時点でまだ選定中である。</p>
--	--

【その他報告事項 「自家（インハウス）運用における業務プロセスの改善について」】

報告内容	自家（インハウス）運用における業務プロセスの改善について
<p>前回の当委員会において、その後の状況について報告を行うこととされたことにより、法人から報告を行った。</p>	
<p>契約監視委員からのコメントは下記のとおりである。</p> <p>国債の一部取引において、2社に独占させていたことが大きな問題であった。この改善策として、投資委員会の議決により、業務マニュアルの一部改正が行われ、今後の同業務マニュアルの変更についても投資委員会の議決が必要とする取り扱いとされた。</p> <p>この問題をめぐり、組織規程の解釈について、執行部及び監査委員多数の意見は、業務方法書に、取引先の選定については、適切な基準を定め、これに基づき選定を行うものとするとの規定があるところ、この「選定」とは、取引先候補の範囲の決定を指すものであって、その次の段階の、その候補の中から個別の取引先を決定することは「選定」に含まれず、その基準及び方法は「選定」の「適切な基準」には含まれない、したがって、旧規程の括弧書に「契約の公正性の確保に関する事項」とあるが、個別の取引先の決定に係る基準及び方法は、同事項には含まれないとの解釈であった。その解釈を維持しつつ、しかし、投資委員会においては、先ほどの業務マニュアルを投資委員会議決事項として議決しているということである。</p> <p>そこで、個別の取引先の決定に係る基準及び方法が投資委員会の審議及び議決の対象となる重要事項に含まれることについて解釈上疑義が生じないような改正をする必要があると考え、私の提案により、経営委員会において所要の改正が議決された次第である。</p>	

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室
 電話 03-3502-2494